

2 税制改正による増減収見込額（平成31年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	△ 51	△ 94	△ 145			
(1) 住宅ローン減税の拡充	△ 50	△ 91	△ 141			
(2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置	△ 1	△ 3	△ 4			
2 法人事業税	△ 18,704		△ 18,704			
(1) 特別法人事業税の創設に伴う標準税率の見直し	△ 18,697		△ 18,697			
(2) グループ会社間取引に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の創設	△ 7		△ 7			
3 車体課税	△ 690	△ 108	△ 798	△ 49	△ 49	△ 98
(1) 自動車税種別割の標準税率の引下げ (H31.10.1以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から)	△ 1,324		△ 1,324	△ 10		△ 10
(2) 自動車税環境性能割の税率等の適用区分の見直し	95	153	248	50	81	131
(3) 自動車税種別割及び軽自動車税種別割のグリーン化特例 (軽課)の見直し (H33年度及びH34年度に新車新規登録を受けた又は新規取得した自家用乗用車から)	243	35	278			
(4) 自動車取得税のエコカー減税の軽減割合等の見直し				10	20	30
(5) 需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減 (H31.10.1からH32.9.30までの間に取得した自家用乗用車のみ)				△ 226	△ 23	△ 249
(6) 自動車税環境性能割交付金の交付率の見直し	296	△ 296	0	127	△ 127	0
4 固定資産税 税負担軽減措置の見直し等		2	2			
		2	2			
合 計	△ 19,445	△ 200	△ 19,645	△ 49	△ 49	△ 98
国税の税制改正に伴うもの	2	△ 2	0			
法人住民税		△ 2	△ 2			
法人事業税	2		2			
再 計	△ 19,443	△ 202	△ 19,645	△ 49	△ 49	△ 98

地方譲与税

1 特別法人事業譲与税	18,697		18,697			
2 自動車重量譲与税	550	110	660	80	49	129
3 地方揮発油譲与税	142		142			
4 森林環境譲与税	62	558	620	40	160	200
地方譲与税計	19,451	668	20,119	120	209	329
再々計 (地方譲与税を含む合計)	8	466	474	71	160	231

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 「1 個人住民税 (1) 住宅ローン減税の拡充」の平年度の減収見込額は、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均 (1年居住分) と、改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注3) 「1 個人住民税 (2) 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置」の平年度の減収見込額は、「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告 (平成28年11月1日現在)」 (厚生労働省) に基づき算出したものである。

(注4) 「3 車体課税 (1) 自動車税種別割の標準税率の引下げ」の平年度の減収見込額は、平成45年度以降に生ずる減収見込額である。

(注5) 「3 車体課税 (5) 需要変動の平準化対策に係る自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減」の平成32年度減収見込額は△253億円 (道府県税△202億円、市町村税△51億円)。

(注6) 「2 自動車重量譲与税」の平年度及び初年度の増収見込額のうち、道府県税の550億円 (平年度) 及び80億円 (初年度) は自動車重量税 (国税) の譲与割合を引き上げることによる増収見込額であり、市町村税の110億円 (平年度) 及び49億円 (初年度) は自動車重量税 (国税) の見直しに伴う譲与額の増加によるものである。

(注7) 地方揮発油譲与税の平年度の増収見込額は、揮発油税から地方揮発油税への税源移譲による増収見込額である (平成46年度から譲与)。

(注8) 森林環境譲与税については、その財源として森林環境税 (国税) を創設 (平年度620億円、平成36年度から課税を開始)。